

# 個別工事下請契約約款

全 建 書 頒 会  
一般社団法人 全国建設業協会

第 1 条 (総則) 元請負人と下請負人は、元請負人と発注者との契約 (以下「元請契約」という。) にかかる工事 (以下「元請工事」という。) を完成するため、元請工事の一部について、添付の工事下請注文書書式様式第 1 による注文書 (以下「注文書」という。)、同じく様式第 2 による注文請書 (以下「注文請書」という。) に定めるもののほか、この個別工事下請契約約款 (以下「約款」という。) に基づき、図面、仕様書その他の図書 (これらを「設計図書」という。以下同じ。) 及び元請負人の定める見積要綱に従いおのおの対等な立場に立って誠実に契約を履行する。

2 注文書、注文請書、設計図書及び見積要綱に定めのない事項は、すべてこの約款に定めるところによる。

3 第 1 項の設計図書は、元請負人が下請負人に貸与するものとし、下請負人は、工事が完成するなどこれが不要となったときは、速やかに元請負人に返納する。

第 2 条 (請負代金内訳書及び工程表) 下請負人は、元請負人の請求があったときは、設計図書に基づく請負代金内訳書、工事計画書及び工程表を作成し、契約締結後速やかに元請負人に提出する。

2 請負代金内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

第 3 条 (関連工事との調整) 元請負人は、元請工事を円滑に完成するため、個別工事と施工上関連ある工事 (以下「関連工事」という。) との調整を図り、下請負人はその指示に従う。

2 下請負人は、関連工事の施工者と緊密に連絡・調整を図り、元請工事の円滑な完成に協力する。

第 4 条 (法令遵守の義務) 元請負人及び下請負人は、施工に当たり建設業法、その他施工、労働者の使用等に関する法令を遵守する。

2 元請負人は、下請負人に対し、前項に規定する法令に基づき必要な指示・指導を行い、下請負人はこれに従う。

第 5 条 (秘密の保持) 下請負人は、個別工事について、発注者及び元請負人の企業秘密並びに施工上の工法、技術これらに関する情報知識又は営業上の秘密の一切を、個別工事の完成後であっても他に漏らすことはしない。下請負人は、その被用者 (作業員を含む。以下同じ。) 及び下請負人の下請負人又はその被用者についてもこれらの秘密を保持させるものとする。

第 6 条 (特許権等) 下請負人は、第三者の特許権その他の権利の対象となっている施工方法、工事材料、機械器具などを施工上使用するときは、その使用に関する一切の責めを負う。ただし、元請負人の指図によって使用するものについてはこの限りでない。

2 下請負人は、契約の履行に際して知り得た施工方法など、又は元請負人と共同で開発した施工方法などについて、元請負人の書面による同意を得ないで使用し、又は特許権等の工業所有権を申請しあるいは第三者をして申請させない。

第 7 条 (安全・衛生の確保など) 下請負人は、施工に当たり事業者として工事従事者の災害の防止に万全を期する。

2 下請負人は、災害防止のため、元請負人の安全衛生管理の方針並びに安全衛生管理計画を遵守するとともに自ら作業基準を確立し、かつ責任体制を明確にする。

3 下請負人はその被用者又は下請負人の下請負人の被用者の業務上の災害補償について労働基準法第 87 条第 2 項に規定する使用者として補償引受の責めを負う。

なお、労働者災害補償保険 (以下「労災保険」という。) の取扱については、注文書、注文請書において次のいずれによるかを定めるものとする。

一 元請負人が加入する労災保険による。ただし、下請負人若しくはその被用者又は下請負人の下請負人若しくはその被用者の責めによる労災保険に定める不正受給、故意又は重大な過失による事故などに係る徴収金の事業主負担分については、下請負人がこれを負担する。

二 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第 8 条第 2 項の規定により、労災保険法による補償について、下請負人を事業主とする許可を受けた場合は、下請負人が加入する労災保険による。

第 8 条 (事業内容の報告) 元請負人又は下請負人は、必要があるときは、相手方にその事業経営の内容などについて報告を求めることができる。

第 9 条 (意見の聴取) 元請負人は、施工上の工程の細部、作業方法などを定めるに当たって、あらかじめ下請負人の意見を聴取する。

第 10 条 (保証人) 保証人は、当事者の債務の不履行により生ずる金銭債務について当事者と連帯して保証の責めを負う。

第 11 条 (書面主義) この約款の各条項に基づく協議、承諾、通知、指示、催告、請求などは、原則として、書面により行う。

第 12 条 (権利義務の譲渡) 元請負人及び下請負人は、相手方の書面による承諾を得なければ、この契約より生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させることはできない。

2 元請負人及び下請負人は、相手方の書面による承諾を得なければ、この契約の目的物並びに検査済の工事材料及び建築設備の機器 (いずれも製造工場等にある製品を含む。以下同じ。) を第三者に譲渡し、若しくは貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供することはできない。

第 13 条 (一括委任又は一括下請負の禁止) 下請負人は、一括して個別工事の全部又は大部分を第三者に委任し又は請け負わせてはならない。ただし、公共工事及び共同住宅の新築工事以外の工事で、かつ、あらかじめ発注者及び元請負人の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

第 14 条 (関係事項の通知) 下請負人は、元請負人に対して個別工事に関し、次の各号に掲げる事項を契約締結後遅滞なく書面をもって通知する。

- 一 建設業の許可業種及び番号
- 二 現場代理人をおくときはその氏名及び主任技術者の氏名
- 三 雇用管理責任者及び安全管理者の氏名
- 四 その他施工上法律でおくことを義務付けられた有資格者などの氏名
- 五 工事現場において使用する一日当たり平均作業員数
- 六 工事現場において使用する作業員に対する賃金支払の方法
- 七 その他元請負人が工事の適正な施工を確保するため必要と認めて指示する事項

2 下請負人は、元請負人に対して、前項各号に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく書面をもってその旨を通知する。

第 15 条 (再下請負人の関係事項の通知) 下請負人が個別工事の全部又は一部を第三者に委任し又は請け負わせた場合は、下請負人は、元請負人に対して、その契約 (その契約に係る工事が数次の契約によって行われるときは、次のすべての契約を含む。) に関し、次の各号に掲げる事項を遅滞なく書面をもって通知する。

- 一 受任者又は請負人の氏名及び住所 (法人であるときは名称及び工事を担当する営業所の所在地)
- 二 建設業の許可業種及び番号
- 三 現場代理人をおくときはその氏名及び主任技術者の氏名
- 四 雇用管理責任者及び安全管理者の氏名
- 五 その他施工上法律でおくことを義務付けられた有資格者などの氏名
- 六 工事の種類及び内容
- 七 工 期
- 八 受任者又は請負人が工事現場において使用する一日当たり平均作業員数
- 九 受任者又は請負人が工事現場において使用する作業員に対する賃金支払の方法
- 十 その他元請負人が工事の適正な施工を確保するため必要と認めて指示する事項

2 下請負人は、元請負人に対して、前項各号に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく書面をもってその旨を通知する。

第 16 条 (監督員) 元請負人は、監督員を定めたときは、書面をもってその氏名を下請負人に通知する。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく元請負人の権限とされる事項のうち、元請負人が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書で定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- 一 契約の履行について下請負人又は下請負人の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
- 二 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は下請負人が作成したこれらの図書の承諾
- 三 設計図書に基づく工程の管理、立会、工事の施工の状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査

3 元請負人は、監督員がこの約款に基づく元請負人の権限の一部を委任したときはその委任した権限の内容を、二名以上の監督員を置き前項の権限を分担させたときは、それぞれの監督員の有する権限の内容を、書面をもって下請負人に通知する。

4 元請負人が第 1 項の監督員を定めないときは、この約款に定められた監督員の権限は、元請負人が行う。

第 17 条 (現場代理人及び主任技術者) 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締

りを行うほか、この約款に基づく下請負人の一切の権限（請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、工事関係者に関する措置請求並びにこの契約の解除に係るものを除く。）を行使する。ただし、現場代理人の権限については、下請負人が特別に委任し、又は制限したときは、元請負人の承諾を要する。

2 元請負人は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、元請負人との連絡体制が確保されると認められた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないことができる。

3 主任技術者は工事現場における工事施工の技術上の管理をつかさどる。

4 現場代理人と主任技術者はこれを兼ねることができる。

**第18条（工事関係者に関する措置請求）** 元請負人は、現場代理人、主任技術者、その他下請負人が施工のために使用している下請負人、作業員等で、施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、下請負人に対して、その理由を明示した書面をもって、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

2 下請負人は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、元請負人に対して、その理由を明示した書面をもって、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

3 元請負人又は下請負人は、前2項の規定による請求があったときは、その請求に係る事項について決定し、その結果を相手方に通知する。

**第19条（工事材料及び工用機器）** 下請負人は、監督員の検査に合格した工事材料を使用する。監督員は、工用機器について適当でないと認められたものがあるときは、下請負人に対して、その交換を求めることができる。

2 下請負人は、工事現場に搬入した工事材料又は工用機器を工事現場外に持ち出すときは、監督員の承諾をうける。

3 第1項による不合格工事材料又は適当でないと認められた工用機器は、監督員の指図によって、下請負人がこれを引き取る。

4 工事材料のうち設計図書にその品質が明示されていないものについては、監督員の指示による。

**第20条（立会い）** 下請負人は、調査を要する工事材料については、監督員の立会いを受けて調査し、又は見本検査に合格したものを使用する。

2 下請負人は、水中の工事又は地下に埋設する工事その他施工後外面から明視することができない工事については、監督員の立会いを受けて施工する。

3 監督員は下請負人から前2項の立会い又は見本検査を求められたときは、遅滞なくこれに応ずる。

**第21条（支給材料及び貸与品）** 元請負人の支給材料又は貸与品は、あらかじめ検査又は試験に合格したものとする。

2 支給材料又は貸与品の受渡時期は、工程表によるものとし、その受渡場所は原則として工事現場とする。

3 下請負人は、支給材料又は貸与品について、善良なる管理者の注意をもって使用又は保管の責めを負う。

4 下請負人は、支給材料（有償支給材料を除く。）及び貸与品が不要又は使用済みとなったときは、速やかにこれを元請負人に返却する。

**第22条（設計図書不適合の場合の改造義務）** 下請負人は、施工が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、これに従う。ただし、その不適合が監督員の指示によるなど元請負人の責めに帰する理由によるときは、改造に要する費用は元請負人の負担とし、必要があると認められるときは、元請負人と下請負人とが協議して工期を変更する。

**第23条（条件変更等）** 下請負人は、施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちに書面をもってその旨を監督員に通知し、その確認を求める。

一 設計図書と工事現場の状態とが一致しないこと。

二 設計図書の表示が明確でないこと（図面と仕様書が交互符合しないこと及び設計図書に誤謬又は脱漏があることを含む。）。

三 工事現場の地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件が実際と相違すること。

四 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと。

2 監督員は、前項の確認を求められたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、直ちに調査を行い、下請負人に対してとるべき措置を指示する。

3 第1項各号に掲げる事実が元請負人と下請負人との間において確認された場合において、必要があると認められるときは、工事内容、工期若しくは請負代金額を変更する。この場合において、工期又は請負代金額の変更については、元請負人と下請負人とが協議して定める。

**第24条（著しく短い工期の禁止）** 元請負人は、注文書、注文請書に定める工期の変更をするときは、変更後の工期を建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間としてはならない。

**第25条（工事の変更、中止等）** 元請負人は、必要があると認めるときは、書面をもって下請負人に通知し、工事内容を変更し又は工事の全部若しくは一部の施工を中止させることができる。この場合において、必要があると認められるときは、元請負人と下請負人とが協議して工期又は請負代金額を変更する。

**第26条（下請負人の請求による工期の延長）** 下請負人は、天候の不良などその責めに帰することができない理由その他正当な理由により、工期内に工事を完成することができないときは、元請負人に対して、遅滞なくその理由を明らかにした書面をもって工期の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、元請負人と下請負人とが協議して定める。

2 前項の規定により工期を延長する場合において、必要があると認められるときは、元請負人と下請負人とが協議して請負代金額を変更する。

**第27条（履行遅滞の場合の工期の延長）** 下請負人の責めに帰すべき理由により工期内に完成することができない場合において、工期経過後相当の期間内に完成する見込みのあるときは、元請負人は、工期を延長することができる。

**第28条（元請負人の請求による工期の変更等）** 元請負人は、工期を変更する必要があるときは、下請負人に対して書面をもって工期の変更を求めることができる。この場合における変更日数は、元請負人と下請負人とが協議して定める。

2 前項の場合において、必要があると認められるときは、元請負人と下請負人とが協議して請負代金額を変更する。

**第29条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）** 工期内に賃金又は物価の変動により請負代金額が不相当となり、これを変更する必要があると認められるときは、元請負人と下請負人とが協議して請負代金額を変更する。

2 当該個別工事を含む元請工事の部分について、賃金又は物価の変動を理由にして請負代金額が変更されたときは、元請負人又は下請負人は、相手方に対し前項の協議を求めることができる。

**第30条（臨機の措置）** 下請負人は、災害防止などのため必要があると認められるときは、元請負人に協力して臨機の措置をとる。

2 下請負人が前項の規定により臨機の措置をとった場合において、その措置に要した費用のうち、請負代金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、元請負人がこれを負担する。この場合における元請負人の負担額は、元請負人と下請負人とが協議して定める。

**第31条（一般の損害）** 第34条（検査及び引渡し）による検査前に、工事的物又は工事材料について生じた損害その他施工に関して生じた損害（この契約において別に定める損害を除く。）は、下請負人の負担とする。ただし、その損害のうち元請負人の責めに帰すべき理由により生じたものについては、元請負人がこれを負担する。

**第32条（第三者に及ぼした損害）** この工事の施工について第三者（関連工事の請負人等を含む。以下本条において同じ。）に損害を及ぼしたときは、下請負人がその損害を負担する。ただし、その損害のうち元請負人の責めに帰すべき理由により生じたもの及び施工に伴い通常避けることができない事象により生じたものについては、この限りでない。

2 前項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争が生じた場合においては、元請負人及び下請負人が協力してその処理解決にあたる。

**第33条（天災その他不可抗力による損害）** 天災その他不可抗力によって、監督員の確認した工事の出来形部分、現場の工事仮設物、現場搬入済の工事材料又は工用機器に損害が生じたときは、下請負人が善良なる管理者の注意を怠ったことに基づく部分を除き、元請負人がこれを負担するものとし、その負担額については取片づけに要する費用とともに、元請負人と下請負人とが協議して定める。

**第34条（検査及び引渡し）** 下請負人は、工事を完成したときは、その旨を書面をもって元請負人に通知する。

2 元請負人は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく下請負人の立会いの上工事の完成の確認をするための検査を行う。この場合、元請負人は、当該検査の結果を書面をもって下請負人に通知する。

3 元請負人は、前項の検査によって工事の完成を確認した後、下請負人が書面をもって引渡しを申し出たときは、直ちに工事的物の引渡しを受ける。

4 元請負人は、下請負人が前項の申し出を行わないときは、請負代金の支払の完了と同時に工事的物の引渡しを求めることができる。この場合においては、下請負人は、直ちにその引き渡しをする。

5 下請負人は、工事が第2項の検査に合格しないときは、遅滞なくこれを修補して元請負人の検査を受ける。この

場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前4項の規定を準用する。

6 元請負人が第3項の引渡しを受けることを拒み、又は引渡しを受けることができない場合において、下請負人は、引渡しを申し出たときからその引渡しをするまで、自己の財産に対するのと同一の注意をもって、その物を保存すれば足りる。

7 前項の場合において、下請負人が自己の財産に対するのと同一の注意をもって管理したにもかかわらずこの契約の目的物に生じた損害及び下請負人が管理のために特に要した費用は、発注者の負担とする。

**第35条（部分使用）** 元請負人は、前条第3項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を下請負人の同意を得て使用することができる。

2 前項の場合において、元請負人は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用する。

3 元請負人は、第1項の規定による使用により、下請負人に損害を及ぼし、又は下請負人の費用が増加したときは、その損害を賠償し、又は増加費用を負担する。この場合における賠償額又は負担額は、元請負人と下請負人とが協議して定める。

**第36条（請負代金の支払方法及び時期）** 個別工事の請負代金の支払方法及び時期は注文書、注文請書に定めるところによる。

2 元請負人又は下請負人は、やむを得ない場合には、注文書、注文請書の定めに係わらず、相手方の同意を得て請負代金の支払の時期又は支払方法の変更を求めることができる。

3 前項の場合において、元請負人又は下請負人は、相手方の被った損害の負担について元請負人と下請負人とが協議して定める。

**第37条（前金払）** 下請負人は、注文書、注文請書に定めるところにより、元請負人に対して、前払金を請求することができる。

**第38条（部分払）** 下請負人は、監督員の検査に合格した出来形部分並びに工事現場に搬入した工事材料及び製造工場等にある工場製品に相応する請負代金相当額について、注文書、注文請書に定めるところにより部分払を請求することができる。

2 元請負人は、前項の規定による請求を受けたときは、注文書、注文請書に定めるところにより部分払を行う。

3 前払金の支払を受けている場合において、第1項の請求額は次の式によって算出する。

$$\text{請求額} = \text{第1項による金額} \times (\text{請負代金額} - \text{受領済前払金額}) \div \text{請負代金額}$$

4 第2項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項又は前項による請求額は、すでに部分払の対象となった額を控除した額とする。

**第39条（完成時の支払）** 下請負人は、個別工事が第34条（検査及び引渡し）第2項の検査に合格したときは、請負代金全額の支払を請求することができる。ただし、引渡しを要する個別工事にあっては引渡しの時とする。

2 元請負人は、前項の規定による請求を受けたときは、注文書、注文請書に定めるところにより請負代金の支払を完了する。

**第40条（賃金などの立替払）** 下請負人又は下請負人の下請負人が賃金、材料代金などの支払を遅延し、下請負人に対しその支払を催告してもなお支払わないときは、元請負人は、下請負人の作業員、材料商などからの書面による申出により、これを立替え支払うことができる。ただし、原則として事前に下請負人から事情を聴取する。

2 元請負人は、前項の規定によって、下請負人の下請負人の不払によるものを立替え支払ったときは、これを下請負人に対する立替金として処理することができる。

**第41条（下請負人の中止権）** 次の各号のいずれかに該当するときは、下請負人は工事を中止することができる。

一 元請負人が、前金払、部分払を遅延し、下請負人が相当の期間を定めて催告してもなお支払わないとき。  
二 天災その他不可抗力により、工事目的物に損害を生じ、あるいは工事現場の状態が変動したため施工できないと認められるとき。

2 元請負人は、前項の場合において、下請負人がその工事の続行に備え、工事現場を維持し又は作業員、工専用機器等を保持するための費用その他施工の中止に伴う損害を補償する。この場合において補償額は、元請負人と下請負人とが協議して定める。

**第42条（契約不適合責任）** 元請負人は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、下請負人に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、元請負人は、履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、下請負人は、元請負人に不相当な負担を課するものでないときは、元請負人が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、元請負人が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、元請負人は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 下請負人が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、下請負人が履行の追完をしないうでその時期を経過したとき。

四 前3号に掲げる場合のほか、元請負人がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

**第43条（元請負人の任意解除権）** 元請負人は、工事が完成しない間は、次条及び第45条に規定する場合のほか必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 元請負人は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、これにより下請負人に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償する。この場合における賠償額は、元請負人と下請負人とが協議して定める。

**第44条（元請負人の催告による解除権）** 元請負人は、次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

一 下請負人が正当な理由がないのに、工事に着手すべき時期を過ぎても、工事に着手しないとき。

二 下請負人が工期内又は工期経過後相当期間内に工事を完成する見込がないと明らかに認められるとき。

三 正当な理由なく、第42条第1項の履行の追完がなされないとき。

四 前各号に掲げる場合のほか、下請負人がこの契約に違反したとき。

**第45条（元請負人の催告によらない解除権）** 元請負人は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一 下請負人が第12条第1項の規定に違反して、請負代金債権を譲渡したとき。

二 下請負人がこの契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。

三 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。

四 下請負人がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

五 下請負人の債務の一部の履行が不能である場合又は下請負人がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

六 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、下請負人が履行をしないうでその時期を経過したとき。

七 前各号に掲げる場合のほか、下請負人がその債務の履行をせず、元請負人が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

八 第47条（下請負人の催告による解除権）又は第48条（下請負人の催告によらない解除権）の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

九 下請負人が以下のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（下請負人が個人である場合にはその者を、下請負人が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないもの（以下「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

**第46条（元請負人の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）** 第44条各号又は前条第1号から第8号までに定める場合が元請負人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、元請負人は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

**第47条（下請負人の催告による解除権）** 下請負人は、元請負人がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

**第48条（下請負人の催告によらない解除権）** 下請負人は、次の各号のいずれかに該当する理由があるときは、直ち

にこの契約を解除することができる。

- 一 第25条（工事の変更、中止等）の規定により工事内容を変更したため請負代金額が6/10以上減少したとき。
- 二 第41条（下請負人の中止権）第1項の規定による工事の施工の中止期間が工期の1/2（工期の1/2が6か月を超えるときは6か月）を、中止が工事の一部のみの場合はその一部を除いた他の部分の工事が完了した後工期の1/4（工期の1/4が3か月を超えるときは3か月）を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- 三 元請負人が請負代金の支払い能力を欠くと認められるとき。
- 四 元請負人が以下のいずれかに該当するとき。
  - イ 役員等（元請負人が個人である場合にはその者を、元請負人が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等であると認められるとき。
  - ロ 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ハ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

**第49条**（下請負人の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限） 第47条（下請負人の催告による解除権）又は前条（下請負人の催告によらない解除権）第1号から第3号に定める場合が下請負人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、下請負人は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

**第50条**（解除に伴う措置） 工事の完成前にこの契約が解除されたときは、元請負人は、工事の出来形部分の部分払の対象となった工事材料の引渡しを受ける。ただし、その出来形部分が設計図書に適合しない場合は、その引渡しを受けないことができる。

- 2 元請負人は前項の引渡しを受けたときは、その引渡しを受けた出来形部分及び工事材料に相応する請負代金を下請負人に支払う。
- 3 前項の場合において、第37条（前金払）の規定による前払金があったときは、その前払金の額（第38条（部分払）の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項の出来形部分及び工事材料に相応する請負代金額から控除する。
- 4 前項の場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、下請負人は、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、注文書、注文請書に定める割合で計算した額の利息を付して元請負人に返還する。ただし、当該契約の解除が第43条第1項、第47条及び第48条の規定によるものであるときは、利息に関する部分は、適用しない。
- 5 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については元請負人及び下請負人が民法の規定に従って協議して決める。

**第51条** この契約を解除したときは、元請負人と下請負人とが協議して、当事者に属する物件について期間を定めてその引取り、あと片付けなどの処置を行う。

- 2 前項の処置が遅れているとき、催告しても、正当な理由なくなお行われないうときは、相手方は、代ってこれを行い、その費用を請求することができる。

**第52条**（元請負人の損害賠償請求等） 元請負人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして下請負人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 一 下請負人が注文書、注文請書に定める工期内に工事を完成させることができないとき（第27条の規定により工期を変更したときを含む。）。
- 二 この工事目的物に契約不適合があるとき。
- 三 第44条又は第45条の規定により、この契約が解除されたとき。
- 四 前3号に掲げる場合のほか、下請負人が債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

- 2 前項の場合において、賠償額は、元請負人と下請負人とが協議して定める。ただし、同項第1号の場合においては請負代金額から出来形部分に相当する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、注文書、注文請書に定める割合で計算した額とする。

**第53条**（下請負人の損害賠償請求等） 下請負人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして元請負人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 一 第47条及び第48条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- 二 前号に掲げる場合のほか、元請負人が債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であると

き。

- 2 第37条（前金払）、第38条（部分払）又は第39条（完成時の支払）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、下請負人は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、注文書、注文請書に定める割合で計算した額の遅延利息の支払いを元請負人に請求することができる。

**第54条**（契約不適合責任期間） 元請負人は、引き渡された工事目的物に関し、第34条（検査及び引渡し）第3項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から、原則として元請契約における契約不適合責任の期限の年数以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の規定に関わらず、設備の機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、元請負人が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、下請負人は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から、原則として元請契約における設備機器等に係る契約不適合責任の期限の年数が経過する日まで請求等を行うことができる。
- 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、下請負人の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 4 元請負人が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）内に契約不適合を知り、その旨を下請負人に通知した場合において、元請負人が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間内に請求等をしたものとみなす。

- 5 元請負人は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要な認められる請求等を行うことができる。

- 6 前各項の規定は、契約不適合が下請負人の故意又は重過失により生じたものであるときは適用せず、契約不適合に関する下請負人の責任については、民法の定めるところによる。

- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

- 8 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の侵入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。

- 9 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は元請負人若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、元請負人は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、下請負人がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

**第55条**（紛争の解決） この約款の各条項において元請負人と下請負人とが協議して定めるものにつき協議が整わない場合、その他この契約に関して元請負人と下請負人との間に紛争を生じた場合には、元請負人又は下請負人は、当事者の双方の合意により選定した第三者又は建設業法による建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停により解決を図る。

- 2 元請負人又は下請負人は、前項のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めるときは、同項の規定に係わらず、双方の合意に基づき審査会の仲裁に付することができる。

**第56条**（補則） 契約書並びにこの約款の疑義及びこれらに定めのない事項については必要に応じ元請負人と下請負人とが協議して定める。